

第1回環境審議会でいただいた意見

1. 鳥取市内の工業団地における騒音規制の地域指定について

(1) 既存の工業団地に立地する工場・事業場の業種と特定施設の有無について

既存の工業団地に立地している工場のうち騒音規制法による規制の対象となる特定施設を有している工場は16か所あります。

業種及び特定施設については、資料1～7に記載しています。

(2) 各工業団地の地図、騒音データについて

騒音測定を行った結果、最大で66デシベル、最小で36デシベルでした。

地図及び測定データは、資料2～7に記載しています。

(3) 独自に騒音規制を行っている自治体について

騒音規制法に基づく規制は「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」により時間と区域の区分ごとの基準（表1）が定められており、都道府県知事及び市長がこれらの区分と基準の範囲内において規制基準を設定することになります。

国が定める範囲外で独自の基準を定めることはできませんが、範囲内であれば、時間に差を設けるとか、季節によって差を設けることは可能です。

表1：特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準による時間区分等

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
第1種区域	45dB以上50dB以下	40dB以上45dB以下	40dB以上45dB以下
第2種区域	50dB以上60dB以下	45dB以上50dB以下	40dB以上50dB以下
第3種区域	60dB以上65dB以下	55dB以上65dB以下	50dB以上55dB以下
第4種区域	65dB以上70dB以下	60dB以上70dB以下	55dB以上65dB以下

備考

1. 昼間とは、午前7時又は8時から午後6時、7時又は8時までとし、朝とは、午前5時又は6時から午前7時又は8時までとし、夕とは、午後6時、7時又は8時から午後9時、10時又は11時までとし、夜間とは、午後9時、10時又は11時から翌日の午前5時又は6時までとする。

表2：岐阜市の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 8時～19時	朝・夕 6時～8時、 19時～23時	夜間 23時～6時
第1種区域	50dB	45dB	40dB
第2種区域	60dB	50dB	45dB
第3種区域	65dB	60dB	50dB
第4種区域	70dB	65dB	60dB
・ただし、学校、保育所、病院、患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね30mの区域内における第4種区域の規制基準は、当該値から5デシベルを減じた値を適用する。			
・第2種区域のうち用途の指定のない地域の夜間（23時～6時）の時間帯の規制基準は、当該値に5デシベルを加えた値を適用する。			
・第3種区域又は第4種区域のうち第1種区域に接する周囲おおむね30mの区域内における規制基準は、第2種区域の値を適用する。			
・第4種区域のうち第2種区域に接する周囲おおむね30mの区域内における規制基準は、第3種区域の値を適用する。			

表3：鳥取市の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 8時～19時	朝・夕 6時～8時、 19時～22時	夜間 22時～6時
第1種区域	50dB	45dB	45dB
第2種区域	60dB	50dB	45dB
第3種区域	65dB	65dB	50dB
第4種区域	70dB	70dB	65dB

(4) 地元町内会への説明について

1月に開催される地域審議会で報告し、その後、関係町内会に説明する予定です。

(5) 神谷清掃工場の騒音データについて

騒音測定を行った結果、最大で66デシベル、最小で36デシベルでした。
測定結果は、資料9に記載しています。

(6) 市及び県の助成金・補助金について

騒音対策に係る補助金等はありません。

2. 消費税率引き上げ（5%～8%）に係るごみ処理手数料について

(1) 家庭ごみ有料化事業の内訳について

内訳は、指定袋の製造費、指定袋の保管・配達業務に係る委託料、家庭系ごみ処理手数料徴収事務に係る委託料などです。詳細は、資料10に記載しています。